

「伊賀市若者会議」活動支援業務委託 仕様書

第1章 目的と方針

1. 事業の目的

「伊賀市若者会議」活動支援業務（以下「本業務」という。）は、「伊賀市IGABITO（伊賀びと）育成ビジョン」に基づき、自らが地域の担い手となり、より良い”伊賀”を創る意識と実行力を持った若者（＝IGABITO（伊賀びと）、以下「IGABITO」という。）を育成するため、本市が組織する「伊賀市若者会議」（令和2年度から第二期がスタート。伊賀市若者会議メンバー（以下「メンバー」という。）の任期は2年）において若者の主体性の醸成や協働による地域活性化、また関係人口創出に向けた活動への支援を行う。

2. 事業実施の方針

- (1) 本市の人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある社会を維持していくための「まち・ひと・しごと創生」の実現に向け策定した、「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき実施する。
- (2) 内閣府より認定された地域再生計画「伊賀市若者会議を核とした IGABITO 育成プラットフォーム形成事業」に掲げる目標及び地域再生を図るために行う事業に基づき実施する。

第2章 業務

1. 業務内容

本業務の内容は次のとおりとする。

(1) 伊賀市若者会議の組織の在り方検討

伊賀市若者会議の今後の展開や目指す姿等を検討し、第二期の活動方針（案）を策定するとともに、取組がより効果的・効率的に進められるよう実施体制の見直し・構築を行う。

(2) 伊賀市若者会議の運営支援

以下の内容を実施するために、定期的な会議等（月1回程度）を企画・運営し、本市及びメンバーと検討・調整を行う。また、実施にあたっては、内容ごとに活動計画を策定するとともに工程管理を行う。

① 勉強会の企画・開催

定期的開催される会議に合わせて、招聘した講師による勉強会を実施する（年6回程度）。なお、講師については、伊賀市若者会議での取組に関連する人材だけでなく社会的な潮流の中で先進的な取組を進めている人材、地域づくりにおいて精力的に活動している人材等も含め、伊賀市若者会議の取組の展開、メンバーの知見を広げるために有効な人材とする。

② 「まちづくりラウンドテーブル」の企画・運営支援

本市がシビックプライドの醸成や協働による事業の推進、また関係人口の創出を目的に実施する「まちづくりラウンドテーブル」の企画・運営支援を行う。また、メンバーがスタッフとして参画するにあたり必要な支援を行う。なお、「まちづくりラウンドテーブル」は東京で1回、市内又は関西圏で1回程度開催すること（開催時期は本市と協議のうえ決定）とし、会場使用料及びメンバーの旅費については本市が負担する。

③ 地域活性化のアイデア等の実現支援

会議等においてメンバーから提案のあった地域活性化のアイデア等（第一期に提案の

あったもの、各種団体等から協働の提案があったものも含む。)を実現するため、(1)を基に策定した第二期の活動方針を鑑み、取り組む提案の選択、効果的・効率的な手法の検討、実施体制の構築、試行及び実施に向けた調整など必要な支援を行う。なお、実施にあたっては、メンバーの主体的な活動を基本とするが、常に活動の継続性や自立性を意識し、各種団体等との協働に向けた検討・調整を行うものとする。

(3) 効果検証・分析

本業務の実施による効果を調査・分析するとともに、伊賀市若者会議による継続的なIGABITOの育成・発掘に向けた検討を行う。なお、検討にあたっては活動資金の調達を踏まえたものとし、継続性の観点を重視すること。

(4) 会議等の開催・運営協力

(1)から(3)までの業務の実施に関して、本市や関係機関等と打ち合わせを行い、会議やイベントにおいて資料作成や活動サポートを行う。

2. 業務期間

本業務の期間は、契約締結の日から2021(令和3)年3月31日までとする。

3. 業務実施における留意事項

- (1) 受託者は、市民、行政、企業・団体等との協働活動に関する幅広い見識を有していること。
- (2) 本市担当課及びメンバーと意識共有しながら業務を実施すること。
- (3) 業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (4) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (5) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (6) 業務の実施に要する経費は、全て委託料の中で負担するものとする。
- (7) その他、この仕様書に定めのない事項について、受託者は本市担当課と協議のうえ、決定するものとする。

第3章 成果品

1. 成果品

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|----|
| (1) 「伊賀市若者会議」第二期活動方針(案) ※実施体制も含む | 1部 |
| (2) 「伊賀市若者会議」活動支援報告書 | 1部 |
| (3) 上記(1)添付資料として成果物、活動時写真・動画など | 1式 |
| (4) 「伊賀市若者会議」効果検証・分析結果報告書 | 1部 |
| (5) 各種打ち合わせ議事録 | 1部 |
| (6) 上記(1)～(6)を格納したCD-R等電子記録媒体 | 3枚 |

2. 納品期日

2021(令和3)年3月31日までに納品すること